



島根県報

令和3年6月8日（火）

第 215 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ " ）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件）	（ " ）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	（障 がい 福 祉 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	10

【特定調達公告】

クレジット収納契約者変更及びコンビニ・スマホ決済等対象税目拡大対応に係る 税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	10
---	---------	----

告 示**島根県告示第399号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1264-1、1266-1
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市熱田町1935-5
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第401号

令和3年農林水産省告示第440号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 確 である通知の相手方
-----------------	-----------------

仁多郡奥出雲町佐白1599-6、1599-12	千原 徳雄
仁多郡奥出雲町佐白1600-3	吉川 市三郎

島根県告示第402号

令和3年島根県告示第288号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町大字湯谷1160-1から1160-4まで	藤間 英文
邑智郡川本町大字湯谷1392-2	山口 茂
邑智郡川本町大字湯谷1406-2	北野 英樹
邑智郡川本町大字湯谷1406-2	北野 みどり
邑智郡川本町大字湯谷1406-2	北野 ユリコ
邑智郡川本町大字湯谷1461-2	室田 元次郎

島根県告示第403号

令和3年島根県告示第327号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西ノ島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡西ノ島町大字字賀字来居158-3	島原 武雄
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井365	上才 之進
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井365-1	角丸 徳男
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井369	眞野 京
隠岐郡西ノ島町大字字賀字蔵ノ谷579-1	川上 百合子
隠岐郡西ノ島町大字字賀字蔵ノ谷602-2	鹿子原 一枝
隠岐郡西ノ島町大字字賀字蔵ノ谷842	浜本 明男

島根県告示第404号

令和3年島根県告示第347号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西ノ島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
隠岐郡西ノ島町大字美田字船越3303-9	船藤 コト

島根県告示第405号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

令和3年5月31日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

101.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	26.9トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	70.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

30.6トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	29.6トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン

島根県告示第406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年6月8日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー安来店 島根県安来市飯島町字藤木388番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

（変更後）大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) デイオ安来店

(変更後) ラ・ムー安来店

(4) 変更の年月日

(3)ア: 令和3年4月1日

(3)イ: 平成17年12月20日

2 届出年月日

令和3年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課(安来市安来町878番地2)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務

(2) 仕様

島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務に係る提案競技要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 期間及び納期

ア 島根県特別児童扶養手当システムの開発業務

契約の日から令和4年3月31日まで

イ 島根県特別児童扶養手当システムの運用・保守業務

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

41,790,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

各年度における上限額は以下のとおり。

令和3年度	0円
令和4年度	8,358,000円
令和5年度	8,358,000円
令和6年度	8,358,000円
令和7年度	8,358,000円
令和8年度	8,358,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年6月8日（火）から同月15日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎1階） 島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進グループ

ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年6月21日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年7月2日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進グループ

電話 0852-22-6685 F A X 0852-22-6687

電子メール syougai@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、令和3年6月14日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和3年6月18日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年6月25日（金）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Prefectural Special Child Dependency Allowance Management system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. July 2, 2021
- (3) For further details contact : Disability Welfare Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6685

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月8日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

益田市高津四丁目イ2532番1、イ2532番4の一部、イ2532番24、イ2544番1の一部、イ2544番6の一部、イ2544番26の一部、イ2544番28の一部、イ2544番29

面積 15,245.17平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市常盤町1番1号

益田市長 山本 浩章

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月8日

1 件名及び数量

クレジット収納契約者変更及びコンビニ・スマホ決済等対象税目拡大対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

50,820,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。